

## 中間取りまとめ案に対するパブリックコメントの結果について

中間取りまとめ(案) 該当箇所	意見(パブリックコメント)の概要	意見(パブリックコメント)に対する考え方
全体について	<p>廃棄物処理法が、「ゴミ処理」の視点で組み立てられ、各種リサイクル法もその影響を避け得ない状況にあるところ、今般のWG中間とりまとめは「情報開示」を軸に「質」の向上を目指しており、注目している。</p> <p>ゴミ処理(最終処分場の延命)の延長線上では、家電リサイクル法や自動車リサイクル法において、</p> <p>「(自治体施設での)処理困難物」の視点のみで、対象品目を決定。</p> <p>有害性や希少性を考慮せずに「リサイクル率」を規定。自動車リサイクル法における「全部再資源化」については、誤解を招く用語であるばかりか、ASR処理施設のダイオキシン規制(大気)が0.1ngであるのに対し、電炉のそれは既存施設なら実質5ngとあっては、「再資源化」自体に疑問を呈さざるを得ない。</p> <p>「ゴミ処理」の視点からは、「生活環境」の保全には貢献しても、「資源保護」を含めた「地球環境」保全には、その基本的スタンスのありようからして発想がおよばないのではないか。</p> <p>本中間取りまとめ(案)では、</p> <p>再生資源の品質低下やリサイクル工程を阻害する物質 処理工程上の取扱いを誤ると環境への影響を生じる可能性のある物質 希少性があり、重点的な回収・リサイクルを手当てしておくべき物質</p> <p>の「情報開示」の方針が示されているように、まずは「情報開示」を基本的な理念として打ち出す必要があるのではないか。費用を負担する一般消費者には知る権利があると思われ、実態を広く開示することで、参加意識も盛り上がる。また、第三者も含めて知恵や工夫もでてくるものと期待できる。このように考えると、これら3点の「情報開示」は基本的理念として、廃棄物処理法はもちろん、EUのRoHSをも上回る、普遍的価値を持つものではないか。</p>	<p>本中間取りまとめ(案)の内容を御支持いただく御意見と理解します。</p> <p>なお、「質」の向上について御意見をいただいておりますが、本中間取りまとめ(案)では、ライフサイクル・シンキング型社会システムの構築にあたり「質」の観点からの対応が今後重要になるとしているように、再生された資源の質や、環境負荷の度合いといった観点からの取り組みを進めてまいります。</p>
全体について	<p>リサイクルの高度化を正面から見据えた本検討は重要な課題であり、中間取りまとめ案の全般的な趣旨について賛同する。</p>	<p>本中間取りまとめ(案)の内容を御支持いただく御意見と理解します。</p>
全体について	<p>3R 対応した商品を購入したユーザーには補助金や免税措置があるなどの制度が必要と考える。</p> <p>情報提供も出来ていないが、仮にできたとしても情報提供だけでは無理がある。</p> <p>[理由]</p> <p>省エネなどに比べて、3R についてはユーザーにメリットが少ない。分かりやすいメリットを提供することで導入が促進され企業としても、市場メカニズムに則って活動が可能となる。</p>	<p>本中間取りまとめ(案)では、消費者・需要家に環境配慮製品購入のインセンティブを与える仕組みの必要性についても言及していますが(11 ページ 16 行目) 御指摘の点についても、今後具体的な施策の立案に当たって参考にさせていただきます。</p>
全体について	<p>製品の環境性能についてのデータベースのパブリック化が必要である。合わせて計算方法の統一化も必要である。</p> <p>[理由]</p> <p>データベースと計算方法が統一されないと、ユーザーは比較検討不可能である。基本的なことであるが出来ていない。</p>	<p>環境配慮設計の統一化については、本中間取りまとめ(案)で提言されています(5 ページ 25 行目)が、御指摘の点については、消費者・需要家に対する環境配慮情報提供の在り方を検討する議論の中で、今後の参考にさせていただきます。</p>
全体について	<p>建築関連において欧州において CEN で具体的な検討が進められている。注視して欲しい。</p> <p>[理由]</p> <p>国際整合が大切であることは言うまでもないが、特に建築系においてさまざまな規格化の動きがあることに気づいていないように感じる。注視いただきたい。</p>	<p>御指摘の点については、今後留意が必要な事項として整理させていただきます。</p> <p>(注) CEN : 欧州標準化委員会</p>
全体について	<p>一般公開する環境情報は、消費者等に簡便で分かりやすく解説してほしい。</p> <p>[理由]</p> <p>本案は、消費者、事業者が主役であるため、情報は分かりやすく、使いやすいものであってほしい。</p>	<p>御指摘の点につきましては、本中間取りまとめ(案)でも言及されていますが(6 ページ 7 行目) 今後具体的な施策の立案に当たって参考にさせていただきます。</p>

中間取りまとめ(案) 該当箇所	意見(パブリックコメント)の概要	意見(パブリックコメント)に対する考え方
全体について	<p>電機・電子業界は、従来から、製品アセスメントの取組みの中で、環境配慮設計を進めてきた。とりわけ、家電リサイクル法の施行を契機に、資源循環の取組みが、可能性の追求から実践的な商品開発レベルに着実に進展してきている。</p> <p>それは、我が国の制度が、自社製品が自社のリサイクルプラントに還流するという、世界に類を見ない仕組みであることから、設計者自らがリサイクルプラントでの実績に伴って環境配慮設計のノウハウを蓄積できるという大きなインセンティブが働くからであると実感している。</p> <p>しかし、これまでの取組みは、各社ごとに留まり、業界全体あるいは業界を跨ったものになっていなかったために、消費者へのご理解やリサイクルプラントでの効率向上につながっていなかったきらいがあった。</p> <p>今後、より一層、環境配慮製品を普及促進させていくために、電機・電子業界が、ここ2年間取り組んできた、環境配慮設計に関する共同の活動成果を、今後具体的な成果に結びつける方向にしたいと考えている。</p> <p>環境配慮は、グローバル化に繋がり、「国際競争力の強化」、「3Rシステムの高度化」、「再生資源の高付加価値化」を図っていくためには、“環境情報の開示と伝達方法の改善”、“国際標準化提案”、“マテリアルリサイクルに関する技術開発”を積極的に推進していくことが求められていると考える。</p> <p>技術課題を解決して、石油資源の持続的活用を可能にするとともに、知的財産権も含めた日本の産業競争力強化につなげていければと考える。</p> <p>従い、環境配慮設計情報の活用と普及に向けた共創は極めて重要であり、環境配慮製品が社会に認知され、評価される仕組みの構築に向けて</p> <p>電機電子業界 今後も環境配慮製品の創出に邁進する</p> <p>消費者 環境配慮製品の新たな価値としての理解と購入</p> <p>素材メーカー 再生材循環のデータ開示、再生循環し易い素材の開発、技術開発の一層の促進</p> <p>流通・マスコミ 開示情報の伝達と普及、消費者の理解の促進</p> <p>リサイクラー 機器メーカーとの共通ルールに基づく環境情報の有効活用</p> <p>を、再度、強調したい。</p> <p>政府においても、今後、環境配慮製品がより社会に認知され、それら製品の普及・拡大が進展するような国民運動につながる後押しを行って欲しい。</p> <p>併せて、日本の優れた仕組みや先事例が、海外拠点の生産活動や販売活動においても通用し、グローバルに日本メーカーの強みが発揮できるような施策や、国際資源循環の仕組み作りに対し、引き続き支援願いたい。</p>	<p>本中間取りまとめ(案)の内容を御支持いただく御意見と理解します。</p> <p>御指摘の点につきましては、引き続き検討してまいりたいと思います。</p>

中間取りまとめ(案) 該当箇所	意見(パブリックコメント)の概要	意見(パブリックコメント)に対する考え方
全体について	<p>製品3Rシステムの高度化は、グリーン・プロダクト・チェーンを実現し、ライフサイクル・シンキングを推進するにあたって、不可欠であると考えます。</p> <p>化学物質の管理においては、単なる禁止という後向きの措置ではなく、資源の有効活用を重要視し、環境への影響を正しく理解したうえで、管理すべき物質の情報をサプライチェーンの中での的確に取り扱い、必要に応じて開示・モニタリングしていくという前向きなシステムを作り上げることが重要である。</p> <p>また、欧州等の規制・制度や基準・標準に追従するのではなく、我が国がこれまでに積み上げてきた先進的な活動実績と優れた既往のリサイクル・システムを正しく評価し、海外も視野に入れたより良い循環型社会の構築に向けた活動をさらに進め、国際整合性のある制度づくりに取り組むとともに国際社会へ発信して行く必要がある。</p> <p>以上から、今回の中間取りまとめ案が、上流から下流まで、製品のライフサイクル全体を見据えた幅広い活動の具現化に向けた提案であり、国際的な整合性確保への積極的な姿勢を示すものと高く評価し、賛成する。</p> <p>なお、消費者が環境配慮製品を購入する意識はまだ低いとの調査結果も示されているので、普及啓発の方向性についての議論を深化させ、施策に盛り込むよう要望する。</p>	<p>本意見は本中間取りまとめ(案)の内容全体について御支持いただき御意見と理解します。</p> <p>普及啓発の方向性については、今後具体的な施策の立案に当たって参考にさせていただきます。</p>
1. 製品 3R システムの高度化を図る上で目指すべき社会像		
全体について	<p>広く環境に配慮された社会を実現するに当たっては、リサイクルのみではなく、リデュース、リユースの観点を含めた検討が必要。</p>	<p>本中間取りまとめ(案)では 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の観点から検討を行っておりますが、御指摘の点については引き続き検討してまいりたいと思います。</p>
全体について	<p>事業者はリデュースを積極的に行なっていくもののコストアップ要因に繋がることは必至である。貢献した企業が報われる制度であってほしい。</p> <p>[理由]</p> <p>地球環境保全のためには、環境負荷配慮製品を上市することは必須であるが、企業にとって有益な制度であることが、牽いては、循環型経済社会作りの加速に繋がる。</p>	<p>御指摘の点につきましては、今後具体的な施策の立案に当たって参考にさせていただきます。</p> <p>なお、本中間取りまとめ(案)では、製造事業者に対し 3R 対応のインセンティブが与えられる仕組みの必要性について言及し(11 ページ 16 行目) また、3R の分野において環境配慮性を考慮した製品の設計・製造を進める事業者の努力の差異を適正に評価することを目指し(9 ページ 13 行目) 関係省庁や NPO 等と連携してグリーン購入等、環境配慮製品が市場で評価される仕組みを構築する(12 ページ 8 行目) こととしています。</p>
全体について	<p>3 R 配慮商品の需要拡大のための具体的方策についての検討が必要と考える。トヨタのハイブリッド車は技術で需要拡大しており、企業が積極的に取り組むためにも政策的に需要拡大の方策を要望したい。</p> <p>[理由]</p> <p>天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷の最小化の方策が、企業の利益に繋がるものであれば、より効果的である。</p>	<p>御要望の点につきましては、本中間取りまとめ(案)では消費者・需要家に環境配慮製品購入のインセンティブを与える仕組みが必要であるとしていますが(11 ページ 16 行目) 今後具体的な施策の立案に当たっては、環境配慮型製品が市場にて適切に評価されるよう留意してまいります。</p>
(1)現状・関係者の取り組み動向 全体について	<p>“国際的な視点に基づく対応が不可欠”と記述されているが、この表現では今後の対応の緊急性と現実性が伝わらない可能性がある。</p> <p>現実の家電製品の Out to In の比率が、CRT テレビの場合で 100%、ルームエアコンでも 45%に近い状況で、他の製品群についてもグローバル化が急進しつつあり、家電リサイクルによる資源循環が行き詰る可能性を定量的に記述するべきではないか。</p>	<p>御指摘の点については、今後留意が必要な事項として整理させていただきます。</p>
(2)必要な視点及び対応の在り方		
全体について	<p>3R システムの高度化にあたっては、小型化や省資源設計の取り組みなどのリサイクルによらない取り組みも重要であり、資源の再利用となるリサイクルのみを目的とすべきではない。</p>	<p>本中間取りまとめ(案)では 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の観点から検討を行っており、引き続き検討してまいります。</p>

中間取りまとめ(案) 該当箇所	意見(パブリックコメント)の概要	意見(パブリックコメント)に対する考え方
(3ページ行目7行目)	「グリーン・プロダクト・チェーンの実現に向けては、様々な事業者、消費者・購買者、NPO、地方自治体及び国といった関係主体が、それぞれの役割を異にしつつも、同じ目的に向かって取り組みを促進する「共働」及び「共創」という視点が不可欠である。」と記載頂いているが、正にその通りであり、この考え方に強く賛同致します。	本中間取りまとめ(案)の内容を御支持いただき御意見と理解します。
【量から質へ、新たな価値創造に向けた環境配慮情報の活用】 (2ページ23行目から29行目)	環境に配慮した製品を作る企業が評価される社会にする為に、環境教育の重要性は言うまでもない。しかし、現状では必ずしも環境教育が推進されているとはあまり思えない。学校においては環境教育の時間は特に決められておらず、総合学習の時間や社会科あるいは家庭科の時間に参考的に教えられているのが現状と聞いている。このような現状を改善する為に、環境教育のカリキュラム作成などの施策が必要なのではないか。また、環境教育が熱心に行われる様になっても、その成果が出るには、数十年を要すると思われる(環境教育を受ける子供達が社会人になり、子供を持つ様になるまで)。それまでの期間においても、環境配慮製品を製造する企業が、適切に市場に評価される仕掛けを作る為に、何らかの施策が必要かと思う(欧州の様な優遇税制の導入など)。	本中間取りまとめ(案)において産業界や消費者等の関係者が協力して環境教育の実践に努めていくことが不可欠であるとしている(2ページ27行目)ように、環境教育の重要性については十分認識しております。 また、本中間取りまとめ(案)で3Rの分野において環境配慮性を考慮した製品の設計・製造を進める事業者の努力の差異を適正に評価していくことを目指し(9ページ13行目)また、関係省庁やNPO等と連携してグリーン購入等、環境配慮製品が市場で評価される仕組みを構築することとされていますが(12ページ8行目)御指摘の点につきましては、今後具体的な施策の立案に当たり留意させていただきます。
【国際的な整合性に関する観点】 全体について	本項は重要であるが、グローバルな物作りが一般的な昨今においては、国際的な整合性というよりもアジア諸国との国際的な分業体制の観点を視野に入れるべき。	本中間取りまとめ(案)では、製品製造の国際的な分業化の観点(2ページ3行目)やグリーン・プロダクト・チェーンを構築する上でアジア諸国と協調していくこと(14ページ6行目)に言及していますが、御指摘の点については、今後具体的な施策の立案に当たり留意させていただきます。
全体について	本項は我が国が率先垂範する方向を示したものとして評価するが、現実に我が国の電機電子産業の生産拠点が海外に移転しつつある中で、再生素材の調達難しさなど、現地での課題にも言及しておく現実性が感じられると思われる。	御指摘の点につきましては、今後留意が必要な事項として整理させていただきます。
(追記)	下記を追記頂きたい。 ○今や、製品分野によっては、生産の海外シフトが相当量進展しており、再生資源の利用を考えた資源循環のためには、海外生産拠点への再生資源供給が可能な国際資源循環の制度を関係国と構築していくことが極めて重要である。	本中間取りまとめ(案)では、御指摘の点と同趣旨のことを提言しています(14ページ6行目)が、最終取りまとめ案において趣旨を踏まえた修正を行う方向で検討させていただきます。
2. 製品3Rシステム 高度化の方向性		
(1)現状・関係者の取り組み動向		
(4ページ9行目)	本項では、鉄等の金属もプラスチック類も表示を行うことによりリサイクルが促進される趣旨の記述となっているが、金属類については通常精錬による回収を行うことが一般的であり、既に十分な回収リサイクルが行われている状況にある。従って、表示を行うことによる効果はプラスチック類に適用される効果と考えられ、本項の記述を改めるべきである。	御指摘の部分については、環境配慮情報の開示により選択的なリサイクルが促進される可能性があることから、原文のままさせていただきます。
(4ページ13行目)	詳細な材料表示を行った場合でもその識別は視認により行うことになるため、多様な製品を取り扱うリサイクルの現場においては、表示を行うこと自体が直ちにハンドリング性の向上に貢献しないことから、ハンドリング性向上への貢献についての記載を削除する。	ハンドリング性の向上を目指した表示については、主としてねじ位置の表示を念頭においた表現ですが、御指摘を踏まえ、より適切な表現とする方向で検討させていただきます。

中間取りまとめ(案) 該当箇所	意見(パブリックコメント)の概要	意見(パブリックコメント)に対する考え方
(4 ページ 20 行目)	<p>○「また、設計・製造段階での環境配慮情報が回収・リユース・リサイクル段階まで必ずしも明確に伝達されていないため、どのような資源を選択的に有効利用すべきかといった下流段階における情報活用がまだ積極的に行われていない状況となっている。」</p> <p>の記載については、電機・電子業界で、既にリサイクル制度のある製品分野においては、一部事実誤認に近い表現になっている。</p> <p>既に、これらの分野では、リサイクルプラントでの実証データと実測データの設計・製造面における活用が進んでおり、製品設計への反映も進展しつつあり、言わば環境配慮設計の第2段階に差し掛かっているといえる。</p> <p>従い、以下のような表現を追記頂きたい。</p> <p>○既にリサイクル制度のある電気・電子製品分野においては、設計・製造段階の環境配慮情報を有効に活用するため、下流段階への情報伝達が進みつつあるが、更なる進展のためには、環境配慮情報の質の向上という視点での情報伝達や活用が求められている。</p>	<p>御指摘の点は、最終取りまとめ案において趣旨を踏まえた修正を行う方向で検討させていただきます。</p>
(4 ページ 28 行目)	<p>環境配慮情報の多様性を問題点として指摘しているが、ISO でも自己宣言型の環境ラベルが規定されており一定の条件を満たしたものは問題ではないと考えられる。表示の統一化は、消費者が市場で使いやすいものを選択することで自然に淘汰されることに任せるべきではないか。一方的に環境配慮情報提供方法を統一化しても使いにくいものを押しつける結果になる場合があるため、統一化は慎重な検討が必要と思われる。</p>	<p>御指摘の点につきまして、今後具体的な施策の立案に当たり留意させていただきます。</p>
(2)必要な視点及び対応の在り方		
【ライフサイクルを考慮した環境配慮設計】 全体について (5 ページ 3 行目)	<p>ライフサイクルを考慮した環境配慮設計の視点では、リサイクルが最優先ではなくリデュース、リユース、リサイクルの順に考慮すべきである。</p>	<p>御指摘の点は、最終取りまとめ案において趣旨を踏まえた修正を行う方向で検討させていただきます。</p>
【対象となる製品分野】 全体について	<p>家電製品分野で、環境配慮設計が進んでいるのは、背景として、環境配慮設計にインセンティブが働く現在の家電リサイクル制度(自社の製品が自社のリサイクルプラントにも還流)があるからであり、インセンティブが働くリサイクル制度の言及も重要ではないか。消費者の環境配慮の意識を醸成し、努力しているメーカーが報われる社会システムであって欲しい。</p>	<p>前半につきまして、御指摘の点は、最終取りまとめ案において趣旨を踏まえた修正を行う方向で検討させていただきます。なお、御指摘の後半につきましては、今後具体的な施策の立案に当たり留意させていただきます。</p>
(5 ページ 21 行目)	<p>広くリサイクル対象を拡大することは、既にリサイクルが制度化され推進されている家電製品・パソコンを対象として3Rシステムの高度化を図るよりも先駆けて取り組まなければならない課題ではないか。製造事業者の対応可能性が無いという理由でリサイクル対象製品の範囲拡大を図らないことは問題であり、むしろリサイクルの制度化がまだ行われていない業種、製品へのリサイクル義務化などの拡大が重要。</p>	<p>今後循環型経済社会を高度化するに当たっては、3Rシステムの高度化とともにリサイクルシステムそのものの範囲拡大も重要であると考えております。御指摘の点につきましては、今後具体的な施策の立案に当たり留意させていただきます。</p>

中間取りまとめ(案) 該当箇所	意見(パブリックコメント)の概要	意見(パブリックコメント)に対する考え方
【環境配慮設計の具体化・統一化】 (5ページ25行目)	<p>DfEの具体化・統一化作業を進めるに際しては、実際にその製品を製造する事業者が、業界団体による活動という形で行うのが効率的ではないかと思う。何故ならば、製造事業者が一番、製品のサプライチェーンの実情を把握しており、かつDfEの実施者ゆえに具体化・統一化作業の課題等を一番よく分かっているのではないかと思うからである。</p> <p>しかし、実際のサプライチェーンの状況を考えると、必ずしも最終組立事業者が、上流の素材産業や部品産業に対して、DfEのための様々な業務(ロットやバッチ単位での環境負荷情報や有害物質情報の収集・提供等)の追加を要請は出来ないという事もあるかと思う。</p> <p>それ故に、最終組立事業者の負担を軽減する為には、上流企業及び下流企業(静脈企業)のDfE関連業務を促進する様な施策が必要ではないか[優遇税制や、公的機関による情報システムの提供(例:電子マニフェストシステム)、関連法規の制定等]。もう一つの課題としては、同作業が業界団体のお手盛り等と言われない仕掛けを作る必要があるのではとも思う。既に国際基準との連動といった案が提示されているが、NPOによる第三者認証も一案ではないか。</p>	<p>環境配慮設計措置の具体化にあたっては、ご指摘のとおりガイドライン作成等、これまでの活動も踏まえつつ検討を進めていくことが重要と考えておりますが、環境配慮設計の効果を社会全体で発揮していくためには、関係各主体がそれぞれ連携しうると、グリーン・プロダクト・チェーンを創っていくことが重要と考えており、具体的施策の立案にあたってはご指摘の点も参考にしつつ、今後検討を進めて参ります。</p>
(5ページ29行目)	<p>3Rの中でリサイクルの観点のみの検討となっており、リデュース、リユースの観点からの小型化、省資源化の視点での検討も行うべき。</p>	<p>本中間取りまとめ(案)では3Rの取り組みをより高度化することを提言していますが、御指摘の小型化や省資源設計の取り組みはリデュースに含まれるものと考えます。</p>
2-1.環境配慮設計 措置の具体的事項		
全体について	<p>現在、家電4品目だけでなく、各種電子機器には鉛を中心材料とするはんだが使われている。これははんだとしての性能(接着信頼性)を全うできることとコストが安いことがその最大の理由だが、同時に物性上、人体に有害(環境リスク)であることも事実である。</p> <p>しかし、鉛を使わないという対応は、はんだとしての性能不足(性能リスク:不良品増、新技術開発の停滞危惧)や代替材料(In, Bi)の資源リスク(希少性による枯渇不安)が高まり得策ではない。</p> <p>これらを鑑み、この『環境リスク』、『資源リスク』、『性能リスク』を最大限低減する方法として、各種電子機器への有害物表示を徹底させ、同時に鉛リサイクルを促進するシステム構築が必要となると考える。</p>	<p>中間とりまとめにおいても、同趣旨の観点から検討が行われており、本中間取りまとめ(案)の内容を御支持いただく御意見と理解します。</p>
(1)現状・関係者の取り組み動向		
全体について	<p>(財)家電製品協会では、1991年から製品アセスメントに関する委員会活動を開始し、1991年に業界で初めて「製品アセスメントマニュアル」を作成し、今日まで3回の改訂を行っており、現在、その第4版を策定中である。</p> <p>また、家電メーカーでの製品アセスメントの実施率は100%であり、その結果も公表している。</p> <p>1991年から実施したプラスチック部品への材質表示は、家電リサイクル法が2001年から運用された結果、プラスチックの水平型自己循環の誕生という形で効果が現実化している。</p> <p>これらの実績を事例として記述することにより、なお今後の活動の励みになり、他業界への刺激にもなると思われる。</p>	<p>御指摘の点につきましては、最終とりまとめ案において趣旨を踏まえた文言の追加を行う方向で検討させていただきます。</p>
全体について	<p>欧州のRoHSに追従するのではなく、RoHSの問題点を指摘している点を評価する。</p>	<p>本中間取りまとめ(案)の内容を御支持いただく御意見と理解します。</p>
(7ページ13行目)	<p>ネジ位置の問題を易解体性表示の代表例にするよりも、以下の文面が妥当と考えられる。</p> <p>○資源の有効利用をさらに進めるためには、材質表示(再生プラスチック利用、難燃剤フリーなど)や製品の解体性を向上させることが必要で、そのためには統一化された材質表示や易解体性表示が有効であるとのリサイクラーからの指摘も多く、既に家電製品の一部ではその取り組みが始まっている。</p>	<p>御指摘の点につきましては、最終とりまとめ案において趣旨を踏まえた文言の追加を行う方向で検討させていただきます。</p>

中間取りまとめ(案) 該当箇所	意見(パブリックコメント)の概要	意見(パブリックコメント)に対する考え方
(7ページ26行目)	RoHS 指令は幅広く電気・電子製品の種類を特定しない対象となっており、一部のみを対象という認識は誤りであり修正すべき。	御指摘の部分については、例えば鉛についてその用途の大部分がバッテリーであり、RoHS 指令の対象となっている電気・電子機器類は、鉛を使用している製品の一部に過ぎないことを意図しており、原文のままさせていただきます。
(8ページ)	トータルの環境負荷最小化のための技術的視点での検討が必要と考える。トータル的に環境負荷を小さくできる手段を選択するための環境負荷計算データベースを確立してほしい。	製品の多様な環境配慮性を統合化して総合的に評価する指標や考え方については、その有効性について言及がなされておりますが、どのような段階や方策を経て環境配慮性の評価を統合化していくかといった点については、将来の課題として整理させていただきます。
(2)必要な視点及び対応の在り方		
全体について	家電業界では、ライフサイクルを考慮した製品アセスメントを既に実施しており、そのツールとして、LCA(Life Cycle Assessment)を製品に適用した事例も多数公表されている。また、エコデザイン2004 ジャパンシンポジウムはじめ、多くの学会や企業の環境報告書で家電製品のLCA事例が報告されています。さらに、2001年から、家電業界の代表的な企業ではファクターXなどの環境効率指標の公開にも積極的に取り組んでいる。 既にライフサイクルを考慮した製品開発を進めてきているこれらの実績や事例も記述して欲しい。	家電業界の自主的取り組みの例は、7ページ7～11行において紹介されていますが、ご指摘を踏まえ事例を追加する方向で検討させていただきます。
全体について		
【3R 配慮設計・製造の推進】 全体について (8ページ8行目)	本項では特にリサイクルの視点からの対応が述べられているが、3R 配慮設計・製造を推進する視点においては、リサイクルのみが自己目的化しないよう、リデュース、リユースの視点においても配慮が必要。	本項の表題が「3R 配慮設計・製造の推進」となっている通り、本中間とりまとめ案では3R(リデュース、リユース、リサイクル)配慮設計の観点から検討を行っているところですが、ご指摘の点を踏まえつつ検討を行って参りたいと考えます。
(8ページ20行目)	広く多様な製品がリサイクラーの元で分別・処理される現状においては、プラスチックの材質表示はプラスチック樹脂の種類を表示で十分であり、再生プラスチックであることを表す材料表示までは通常は不要。	資源の有効利用に関する取組という観点から、事業者による再生プラスチックの利用が適正に評価されることを促進するため、ご指摘の箇所については、原文のままさせていただきます。
(8ページ23行目)	材質表示に関し、既存の材質表示との、調和、整合性に配慮をお願いしたい。検討にあたっては、原材料業界と、十分相談の上取り進め頂くようお願いしたい。	御指摘の点につきましては、今後とも配慮して参ります。
(8ページ27行目)	4つ目のポイントとして、下記を追記願いたい。 ○特に、プラスチックの再生資源利用率の拡大に当たっては、再生プラスチック原料やそれを使用した部品の品質基準等について、プラスチック材料業界、リサイクラー、機器メーカー間の密な連携による検討(共働)が必要である。このことが、品質に裏付けられた再生資源利用となり、日本の技術的強みに繋がる。	御指摘の点につきましては、最終とりまとめ案において趣旨を踏まえた文言の修正を行う方向で検討させていただきます。
【製品に含有される物質への対応】		
全体について	製品3Rシステムの高度化は、製品の環境影響低減には不可欠であり重要だと考える。今回の中間取りまとめが単に製品の環境配慮設計にとどまることなく、上流および下流を含めたライフサイクル全体のチェーンでの活動の具現化に向けた提案であることは賛成。 日本として、欧州のWEEEやRoHSに追従するのではなく、日本のこれまでの活動での良い点を活かし、より良い循環型社会の構築を目指した活動を進めることと、それを海外へ発信して行くことが重要である。 上記の視点から「製品含有物質への対応」については、高く評価する。	本中間取りまとめ(案)の内容を御支持いただく御意見と理解します。
全体について	化学物質管理において単なる禁止ではなく、資源の有効活用を重要視していることを評価する。	本中間取りまとめ(案)の内容を御支持いただく御意見と理解します。
(8ページ29行目)	電気電子製品のサプライチェーンは国際化しているため、日本において法制化の必然性が低いということはなく、むしろEUのそれに対してRoHS指令以上でも以下でもない同様な内容の法制化が必要。	本WGの検討事項に関し、国際的な整合性については十分に配慮する必要があると考えますが、他方で7ページに記述されているようにRoHS指令の問題点も指摘されているところであり、製品3Rシステム高度化にあたっては、我が国の状況に即した対応が必要と考えます。
(9ページ6行目)	管理すべき物質の情報をサプライチェーンの中で管理し、開示・モニタリングする仕組みを目指している点を評価する。	本中間取りまとめ(案)の内容を御支持いただく御意見と理解します。

中間取りまとめ(案) 該当箇所	意見(パブリックコメント)の概要	意見(パブリックコメント)に対する考え方
(9 ページ 17 行目)	製品を上市する段階での含有している物質の情報開示のメルクマールとして3つの物質分類が述べられているが、それぞれの分類では異なる観点から開示方法の検討が必要である。廃棄後の処理工程上の取扱を誤ると環境への影響を生ずる物質については、まずは国際整合性も考慮して限定して検討し、他にも存在する有害物質や、リサイクル上の品質低下をおこす物質などの施策は、従来からの廃棄物法制化の枠組の活用も考慮し検討すべきである。	含有物質の開示方法については、今後さらなる検討が必要である分野であり、ご指摘の点については具体的施策の立案の際の参考とさせていただきたいと考えます。
(9 ページ 27 行目)	知的財産保護への配慮を、この部分と12頁に追記されたことに感謝。最後の文章の後に、以下を追加願いたい。 ○これら物質の情報開示については、それがリサイクラー向け(B2B)か、消費者や販売店向け(B2C)かによって、自ずと必要とする情報や情報レベルが違うので、情報提供先となる対象者と目的を明確にして、これらの検討を進めることが重要である。 前記メルクマールの3点は、主にリサイクラー向けの対応であるが、消費者や販売店に対しては、これらの取り組みが評価される環境意識高揚の情報開示が重要であると考えられる。	御指摘の点につきましては、最終とりまとめ案において趣旨を踏まえた文言の修正を行う方向で検討させていただきます。
(9 ページ 27 行目)	含有物質の表示の法制化に当たっては、その適用すべき製品の範囲を明確にし、かつ、表示の有効性について十分な検討をした上での措置を求めます。 1. 業務用のエアコンディショナーは、国内においても年間約70万台が出荷されるなど、その資源使用量も相当にのぼることから、メーカー各社は環境に配慮した設計・製造に努力しているところである。 2. 有害物質の削減についても取り組みを進めているが、業務用のエアコンにおいては、製品安全の関係でまだ課題が残っているのが現状である。日本において法的措置を取る場合には、その適用すべき製品の範囲を明確にし、EUのRoHS指令が対象としている「大型家庭用電気機器」の範囲を超えて適用する場合には、何らかの適切な措置を取られることを希望する。 3. 含有物質の表示については、適切にかつ有効に行われるならば、3Rの推進に寄与すると考えられるが、中間取りまとめで指摘している「製品本体や包装箱」における表示は、製品ごとの構造、流通、リサイクルの実態等の特性によっては有効に機能しない場合もあり、表示の方法について慎重な検討を望む。	ご指摘の点については、今後のWGにおける含有物質の表示方法や対象製品等に関する検討の中で参考とさせていただきます。なお、RoHS指令との関係についてのご指摘については、国際的な整合性については十分に配慮しつつも、製品3Rシステム高度化にあたっては、我が国の状況に即した対応が必要と考えます。
2-2. 環境配慮情報の活用の方向性		
(1) 現状・関係者の取り組み動向		
全体について	製品環境情報の提供に関して、家電業界のHPに、製品アセスメントの実施例として具体的なDfEの適用箇所を写真や図でわかりやすく紹介している例もある。 製品の含有化学物質の公開だけでなく、DfEの事例をHPで公開している事例は世界でも稀であり、事例紹介の中に記述していただきたい。	御指摘の点につきましては、最終とりまとめ案において趣旨を踏まえた文言の修正を行う方向で検討させていただきます。
全体について	環境配慮製品を購入する者が約5%しかないという調査結果に基づいて消費者・需要家の役割の重要性を挙げている点を評価する。	本中間取りまとめ(案)の内容を御支持いただく御意見と理解します。
(10 ページ 8 行目)	本項で挙げられている事例が「消費者サイドの事例」「NPOサイドの事例」となっているが、消費者という定義は幅広く企業なども含む場合があり不相当である。本検討においては、どちらの例もNPOサイドの事例とするのが適当。	御指摘を踏まえ、(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の取り組み事例についての記述については、「消費者団体サイドの事例」と文言の調整を最終報告において行います。
(10 ページ 19 行目)	80%の消費者が環境に関心を持っていても、環境配慮製品を購入するのは、約5%に過ぎない状況を、今後具体的に改善していく施策の方向性についても触れて頂きたい。	ご指摘の点については、11～12ページにも記述されておりますが、今後も引き続き検討を行ってまいります。
(2) 必要な視点及び対応の在り方		



中間取りまとめ(案) 該当箇所	意見(パブリックコメント)の概要	意見(パブリックコメント)に対する考え方
【グリーン・プロダクト・チェーンの中での消費者・需要家の役割】 (11 ページ 10 行目)	消費者が、リデュースの役割を担うことは事実上不可能であることから、消費者・需要家が果たすべき役割の項に記載されている「リデュース」を削除すべき。	リデュースには、例えば故障した製品を修理して使用することによる廃棄物の削減等が含まれますが、こうした取組は消費者・需要家にも可能と考えられますので、御指摘の部分は原文のままとさせていただきます。
(11 ページ 14 行目)	3R 対応のインセンティブが与えられるような仕組み作りについては、製造業者業界からも積極的な提言を今後していきたい。製造事業者として、環境配慮製品が、消費者のご購入に繋がる風土作りや、そのための消費者啓発、環境教育にも役割があると考えている。	本中間取りまとめ(案)の内容を御支持いただき御意見と理解しますが、先進的なご提言については引き続き積極的に取り入れていきたいと考えております。
(11 ページ 16 行目)	中間とりまとめ(案)については、賛成する。 ただし、生産システム(グリーン・マニュファクチャリング)においては、既に家電業界等各業界が製品アセスメントガイドラインを作成し努力している。 従って、報告書にあるとおり『消費者・需要家双方に環境配慮製品購入や3R対応のインセンティブが与えられるような仕組みが必要である。』と考えるので、早期導入をお願いしたい。	本中間取りまとめ(案)の内容を御支持いただき御意見と理解します。なお、ご指摘の点は引き続き検討してまいります。
(11 ページ 18 行目及び 12 ページ 11 行目)	現在、ユビキタスネットワーク構想が、日本発オリジン技術として展開されつつある。同構想においては、小型のICタグを広い範囲の工業製品に付与する事で、消費者の利便性を向上する様々な情報を提供する仕掛けを実現している。 消費者・需要家に対する環境配慮情報の提供や、サプライチェーン間の情報共有に際して、ICタグによる個体管理を実現する事で、これらの情報提供や情報共有を効率的に行なえると思う。 ICタグというツールを通じて、グリーン・プロダクト・チェーンの実現と、ユビキタスネットワークの実現を同時に行なう事により、環境配慮型社会の構築と(環境政策の実施)、高度IT社会の構築とを(経済政策の実施)同時に行なえるのではないかと。 また、環境ラベルの在り方についても議論があったが、上記のICタグを実装させる事によって、国際資源循環時のトレーサビリティの確保にも効果が期待出来るのではないかとと思う。	ご指摘の点については、環境配慮情報の活用の方向性に関する今後の検討において、具体的施策を立案する際の参考とさせていただきます。
【消費者・需要家に対する環境配慮情報提供の在り方】 全体について	本項の記述は同感。環境ラベルの充実や拡大を求める消費者の声は良く理解しているが、製品固有の特徴や、ラベルのわかり易さにも考慮すべきである。また、この機会に国内外に氾濫する多くのラベルの統合化も提案すべき課題と思われる。	本中間取りまとめ(案)の内容を御支持いただき御意見と理解します。なお、ご指摘の点は引き続き検討してまいります。
【サプライチェーン間の情報提供】 全体について	本項の記述で、可視化、効率性、信頼性、知的財産保護、国際整合などに触れながら、共通化の促進を提言している点は同感。情報提供を行う基盤整備などには、行政的にも難しい舵取りが求められると思われる。消費者意識の改革には、情報提供者側のわかり易い工夫など更なる努力と協力が必要であることも認識しているので、さらに議論が深まることを期待する。	本中間取りまとめ(案)の内容を御支持いただき御意見と理解します。なお、ご指摘の点は引き続き検討してまいります。
(12 ページ 2 行目)	第三者による商品テスト情報の提供・拡大については、片や、社会的コスト増大の方向とならない考慮をお願いしたい。	御指摘の点については、消費者・需要家に対する環境配慮情報提供に関する具体的施策立案の検討の際の参考とさせていただきます。
(12 ページ 11 行目)	日本政府においては、国内のみならず、サプライチェーンのグローバル化を見据えた中国や東南アジア諸国等の各国工業も一体ととらえ、それらの国々での環境配慮設計を行うためのインフラ整備について、イニシアチブをとって積極的に取り組むべきである。	アジア各国との協調体制については、中間取りまとめ(案)において言及されているところであり(14 ページ 6 行目以下)、積極的に取り組んで参りたいと考えます。

中間取りまとめ(案) 該当箇所	意見(パブリックコメント)の概要	意見(パブリックコメント)に対する考え方
3.国際整合性の確保		
全体について	<p>国際整合性の確保に関しては、民間だけでは取り組めない事象であり、行政の積極的な対応に期待する。同時に、家電業界が先行して取り組んできた各種の3R事例を業界から世界に発信することにも努めたいと考えている。</p> <p>「3R イニシアティブ閣僚会合」に付随して開催された国際シンポジウムでは、日本からの3R紹介事例が自動車とコピー機だけであった。既に5年の実績がある家電リサイクルの運用実績やDfEの進展、素材自己循環の誕生などの事例が世界で紹介されなかったことは誠に残念である。</p>	<p>国際整合性の確保に関する行政の積極的な対応については、本中間取りまとめ(案)の内容を御支持いただき御意見と理解し、積極的に取り組んで参ります。</p>
(2)必要な視点及び対応の在り方		
全体について	<p>国際整合性の確保の中で、国際規格追従ではなく、今回の取りまとめを含めた日本の取り組みを各国に理解して頂く活動の促進を挙げている点を評価する。</p>	<p>本中間取りまとめ(案)の内容を御支持いただき御意見と理解します。</p>
(13ページ28行目)	<p>「産業界と政府が連携して」との記載があるが、国際整合性の確保という観点からも、関係主体が共創する考え方を盛り込むべきである。</p>	<p>御指摘の点につきましては、最終とりまとめ案において趣旨を踏まえた文言の修正を行う方向で検討させていただきます。</p>
(13ページ1行目)	<p>4月末に開催された3Rイニシアティブ国際シンポジウムにおいて、EU、米国、中国の環境政策担当者が自国の3R政策について講演された。その講演を聞く限りにおいては、EUは経済と環境のデカップリングを図りつつも環境志向型の政策を推進し、米国及び中国は一定の環境保全を図りつつも経済発展を主とした政策を推進される様に感じた。</p> <p>本WGにおいて提言されている内容は、既存の経済発展重視の社会システムから脱却した新しい社会システムの構築を目指したものと思われる。</p> <p>その意味においては、これから大事なタスクとなる国際連携による各種環境配慮政策・事項の国際標準化・整合化に際しては、EUと緊密な連携を図り、EUとともに米国や中国を説得していく仕掛けが必要ではないかと思う。</p>	<p>本中間取りまとめ(案)の内容を御支持いただき御意見と理解しますが、ご指摘の点につきましては、関係各国との連携を強化するなど、積極的に取り組んで参りたいと考えます。</p>
(14ページ2行目)	<p>日本の優れたリサイクルの社会的スキームと、この制度と連携した環境配慮製品作りのインセンティブ効果を、諸外国にもPRしていく必要があり、これをベースとした日本の国際競争力強化が必要。これらを踏まえて、政府による海外諸国との整合性ある国際提案をお願いしたい。</p> <p>日本としては、マテリアルリサイクルの更なる推進による国内将来資源の確保(資源小国から資源立国へ)、石油資源の持続的活用が重要である。</p>	<p>ご指摘の点については、引き続き検討してまいります。なお、本中間取りまとめ(案)については、「3R イニシアティブ国際シンポジウム」(平成17年4月28日)において頒布され、また、環境配慮対応措置の国際整合性の確保についても、IEC(国際電気標準会議)等の場に対応しているところです。</p>